

第2節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組

(1) 避難指示区域の見直しと福島県の復興方針の策定

(住民に対する避難指示の見直し)

東電福島第一原発の事故により、大気中に大量の放射性物質が放出されるとともに、東電福島第一原発において非常用炉心冷却装置による注水が不能になったことを受け、政府は、「原子力災害対策特別措置法」第15条に基づき、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び原子力災害対策現地本部を設置しました。その後、事態の進展に応じて、福島県及び関係市町村を通じて東電福島第一原発の周辺住民に対する避難指示が行われました。

この避難指示は、東電福島第一原発の事故直後は、半径20km圏内の区域¹、半径20km以遠の地域であって、東電福島第一原発の事故発生から1年の期間内に累積線量が20ミリシーベルト²に達するおそれのある地域（計画的避難区域）及び半径20kmから30km圏内の区域（緊急時避難準備区域）に対して行われました。その後、放射線量の低減等を踏まえ、緊急時避難準備区域については、平成23（2011）年9月に解除されました。また、残りの避難指示区域（東電福島第一原発から半径20km圏内の区域及び計画的避難区域）については、平成24（2012）年4月以降、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの新たな避難指示区域に見直されることとなりました（図1-2-1）。

図1-2-1 新たな避難指示区域の考え方

避難指示解除準備区域：

年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された区域

居住制限区域：

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：

5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルトを超えている地域

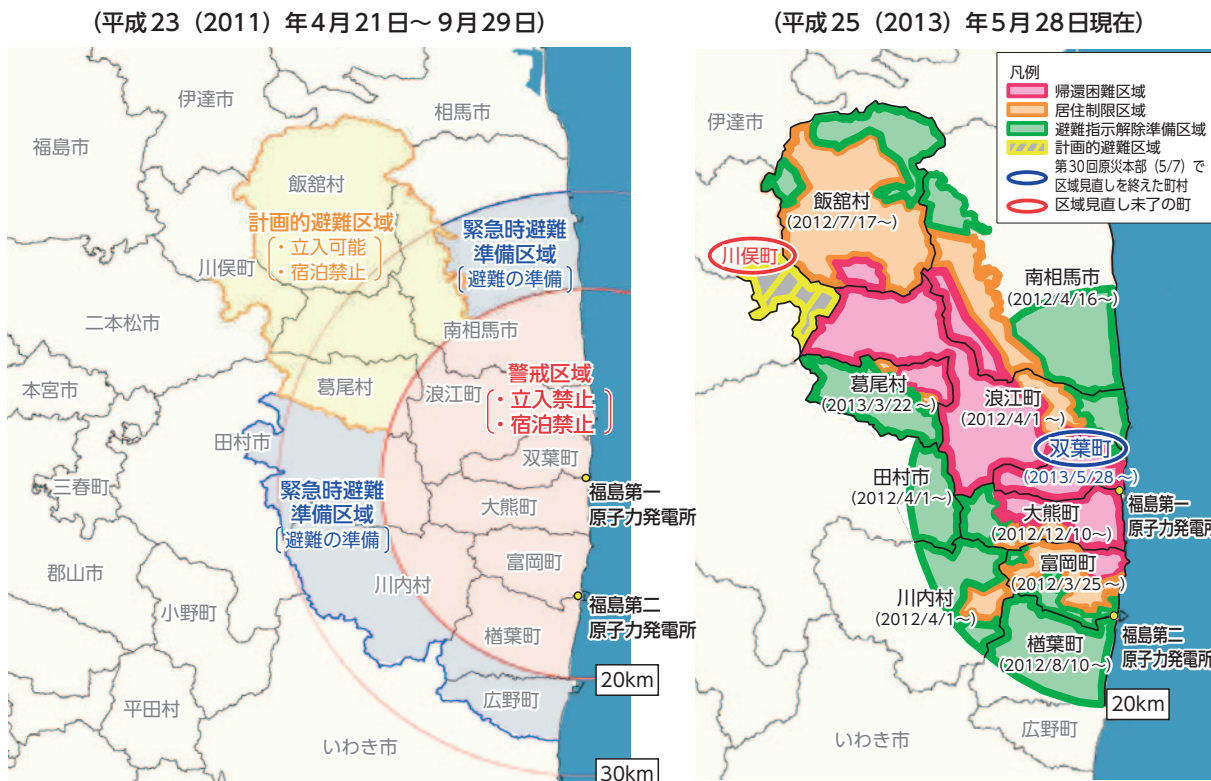
資料：原子力災害対策本部資料を基に農林水産省で作成

平成25（2013）年5月28日現在、11市町村で避難指示区域の見直しが完了しています（図1-2-2）。なお、残る川俣町^{かわまたまち}も、引き続き、県、住民等の関係者との綿密な協議・調整を行い、早期に関係者の合意を得ることとしています。

1 半径20km圏内の区域は、平成23（2011）年4月22日、「原子力災害対策特別措置法」において読み替えて適用される「災害対策基本法」に基づき、警戒区域に設定され、立入りが禁止されていた。

2 [用語の解説]を参照。

図 1-2-2 警戒区域、避難指示区域の変遷



(福島の復興及び再生の推進を図る「福島復興再生基本方針」の策定)

平成 24 (2012) 年 3 月 31 日、政府と福島県、県内市町村で構成された原子力災害復興再生協議会における議論等の結果を踏まえ、東電福島第一原発の事故により深刻かつ多大な被害を受けた福島県の復興及び再生を推進することを目的とする「福島復興再生特別措置法」が公布・施行されました。この中で、福島県の復興及び再生については、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任等を踏まえて行われるべきものであることが法律上明記されるとともに、政府は原子力災害からの福島県の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定めることとされました。

平成 24 (2012) 年 7 月 13 日、政府は、この法律に基づき「福島復興再生基本方針」を策定しました。この方針においては、「福島の再生なくして、日本の再生なし」という、原子力災害からの福島県の復興及び再生の意義を示し、「福島全域の地域経済を再生することを目標とする」としています。

(避難地域の復興に関する国の取組方針の策定)

平成 24 (2012) 年 2 月 10 日に設置された復興庁は、同年 9 月 4 日、おおむね 10 年後に向けた東電福島第一原発の事故による避難地域の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢を示す「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針 (グランドデザイン)」(以下「グランドデザイン」という。)を公表しました。

このグランドデザインでは、避難地域の目指すべき復興の姿を関係者で共有し、一体的な取組を進める目安とするため、短期的な姿 (2 年後)、中期的な姿 (5 年後)、長期的な姿 (10 年後以降) が掲げられました。農業分野に関しては、中期的な姿の 1 つとして「産業振興や営農支援などを全面的に進め、安定した生活圏とコミュニティを形成」することが位置付けられました。

また、グランドデザインでは、前述の目指すべき復興の姿を実現するため、①生活環境の再生と社会資本の再構築、②地域を支える産業の再生、③避難の状況に応じた生活の再建、④放射線対策の強化の

4分野において、10テーマの取組を一体的に進めることとしています（図1-2-3）。このうち、「地域を支える産業の再生」の分野においては、農林水産業の再生のための道筋として農林水産業再生プラン¹が策定されました。

図1-2-3 4分野10テーマにおいて国が実施すべき取組

1. 解除区域等における生活環境の再生と社会資本の再構築
 - ①医療、教育等の公共サービスの提供体制を確保
 - ②上下水道、道路等、基幹となる公共インフラ等の復旧
 - ③住民が地域の絆を感じ、将来の生活設計を描ける質の高い生活環境を整備
2. 地域を支える産業の再生
 - ①産業の再生、安定的な操業を確保し、生活再建の基盤となる雇用を確保
 - ②安定的に農林水産業が再開できる環境を整備
3. 避難の状況に応じた生活の再建
 - ①被災者が帰還先又は避難先で安定的に居住するための生活拠点等を確保・整備
 - ②被災者に就労の機会を提供。公正かつ適正な賠償を促進し、具体的な賠償金の確実な支給を確保
4. 放射線対策の強化
 - ①除染等の取組
 - ②きめ細かなモニタリングの実施
 - ③健康管理・健康不安対策の着実な取組

資料：復興庁資料

この農林水産業再生プランの基本的な考え方は、原子力災害により避難を余儀なくされた農業者等が、避難指示の解除やインフラの復旧に伴い、円滑に帰還し、地域の農林水産業の復興・再生に向けて希望を持って取り組むことができるよう、①農用地等の除染²を行うとともに、電気等の生活インフラの復旧と併せて農地・農業用施設等の農林水産業関連インフラの復旧を行い、②営農等の再開に向けて、農地、施設等の補修、廃棄物処理、試験栽培の実施等の条件整備等を推進するというものであり、同プランにおいては、具体的な取組内容や事業支援メニューが記述されています（図1-2-4）。

今後、このグランドデザインを素案として、地方公共団体との対話や議論を深め同地域の復興施策の展開を加速することとしています。

図1-2-4 農林水産業再生プランの概要

営農の再開に向けた取組

- 農用地等の除染
 - ・国及び市町村が策定する除染実施計画に従って実施。
- 農地・農業用施設等の復旧
 - ・基幹的水利施設の災害復旧事業を迅速に進めるとともに、県・市町村による農業用施設及び農地の災害復旧事業が進むよう支援。
- 農業生産基盤整備の推進
 - ・農業の復興及び再生のための生産基盤整備を推進。
 - ・農道や集落道についても一体的に整備。
- 農業に係る環境モニタリング等
 - ・農地土壌、農業用水等のモニタリングの継続的な実施、情報発信により国民の理解を得る。
- 地域の農業再生に向けた計画づくり
 - ・避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業の在り方について検討。
- 営農再開に向けた条件整備
 - ・営農再開に向けた地域の取組推進
 - ・生産者等による施設、機械等の補修・整備
 - ・施設、機械等の整備等に対する支援
 - ・農業系廃棄物の処分
 - ・試験栽培の実施
- 食品の検査の実施と情報の提供
- 風評被害対策

林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- ・現地の状況を勘案し、県や市町村等による路網整備、森林所有者による森林整備を推進。
- ・木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を実施。

漁業の再開に向けた検討

- ・放射性物質の値が低い一部の魚種から、水産物の安全・安心を確保しつつ漁業再開が可能か検討。

区域外での事業再開等

- ・被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、受入情報の提供等営農の再開に向けた支援を実施。

資料：復興庁資料

1 正式名称は「原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための農林水産業再生プラン」

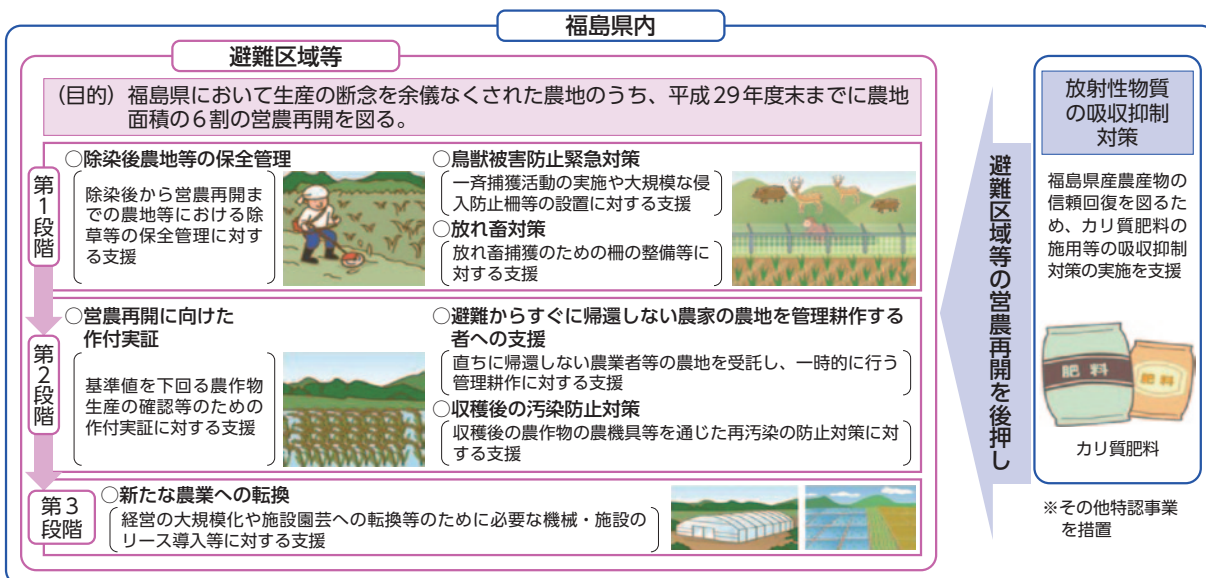
2 事故由来放射性物質により汚染された土壌等の除去等。

(避難住民の「早期帰還・定住プラン」の策定)

平成25(2013)年2月1日、福島県の復興及び再生に関し、関係省庁の諸施策を総括し、総合的かつ強力に推進するため、復興庁に福島復興再生総括本部が設置され、この総括本部において、3月7日に「早期帰還・定住プラン」が策定されました。同プランでは、避難住民の早期帰還の実現のために国が前面に立って取り組むべき施策が示されており、農林水産業においても、除染やインフラ復旧等の速やかな実施と併せて、避難住民が帰還後速やかに農林水産業を再開できるように、各種の取組を行うこととしています。

具体的には、農業については、農地の除染技術等の開発を引き続き進めるとともに、営農再開の取組として、農業生産の断念を余儀なくされた避難区域等において、避難住民が帰還後速やかに営農再開できる環境を整えるため、平成24(2012)年度補正予算で「福島県営農再開支援事業」を措置し、除染後の農地等の保安全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援することとしています(図1-2-5)。

図1-2-5 「福島県営農再開支援事業」の概要



資料：農林水産省作成

(2) 農業分野への影響と政府の対応

ア 農畜産物の安全確保に向けた取組

政府は、放射性セシウムの基準値を超えない農畜産物のみが流通するよう、生産現場、関係地方公共団体と連携しながら様々な取組を行っています。具体的には、生産現場における放射性セシウムの低減対策の徹底、検査結果に応じた出荷制限等を組み合わせることで農畜産物の安全を確保しています。

(食品中の放射性物質の基準値の設定)

東電福島第一原発の事故直後に、緊急時の対応として、食品中の放射性物質の暫定規制値が設定されました。暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般に評価されていますが、より一層、食品の安全と消費者の信頼を確保するため、平成24(2012)年4月1日、厚生労働省は、食品からの年間の被ばく線量の上限を5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げるという考えの下、食品中の放射性物質の新たな基準値を設定しました(表1-2-1)。